

○みよし市交通死亡事故多発非常事態宣言等発令要綱

令和2年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市安全なまちづくり条例（平成14年三好町条例第2号）第9条の規定に基づき交通死亡事故多発非常事態宣言等（以下「非常事態宣言等」という。）の発令及び発令時の対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 非常事態宣言等は、これを発令することにより、市民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、市、豊田警察署及び関係機関・団体が相互に協力して交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故発生の抑止を図ることを目的とする。

(種別)

第3条 非常事態宣言等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 交通死亡事故警報
- (2) 交通死亡事故多発非常事態宣言

(発令者)

第4条 非常事態宣言等の発令者は、次のとおりとする。

- (1) 交通死亡事故警報 市長
- (2) 交通死亡事故多発非常事態宣言 市長及び豊田警察署長の連名

(発令基準)

第5条 非常事態宣言等の発令基準及び発令期間は、別表第1のとおりとする。

- 2 市長は、豊田警察署長と連携を密にし、別表第1に定める発令基準に達し、必要と認めた場合は、速やかに非常事態宣言等を発令するものとする。
- 3 非常事態宣言等は、発令期間を経過したときに解除されるものとする。ただし、交通事故の発生状況等により、発令期間を延長することができるものとする。
- 4 非常事態宣言等の発令は、別表第1に定める発令基準を原則とするが、交通事故情勢等を勘案し、市及び豊田警察署の協議において必要と認めた場合は、いずれかの非常事態宣言等を発令することができるものとする。

(発令時等の対応)

第6条 市長は、非常事態宣言等を発令したときは、関係機関団体に速やかに通知するとともに、豊田警察署及び関係機関・団体と連携し、別表第2に掲げる事項を迅速に実施するものとする。

2 愛知県知事による愛知県交通死亡事故多発警報等の発令又は西三河県民事務所長及び西三河の市町長との連名による西三河地域交通死亡事故抑止緊急アピールが発信された場合は、別表第2に掲げる事項を実施するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。